

学校における
新型インフルエンザ等対応マニュアル

山口県教育委員会

平成20年9月

(平成26年1月改定)

目 次

1	はじめに	・・・ 1
	(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
	(2) 文部科学省及び山口県の対応	
	(3) 本マニュアルの改定	
2	学校における新型インフルエンザ等対策についての基本的な考え方	・・・ 2
	(1) 情報収集	
	(2) 予防の徹底	
	(3) 相談窓口・医療機関の確認	
	(4) 連絡網の確認	
	(5) 家庭への啓発	
	(6) 出席停止・臨時休業の指示及び報告	
	(7) 大流行に備えた準備	
	(8) 基本的人権の尊重	
3	発生段階	・・・ 5
4	各段階における対策	・・・ 6
	I 未発生期	・・・ 6
	II 海外発生期	・・・ 8
	III 地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 11
	IV 地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 15
	V 地域感染期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 20
	VI 小康期	・・・ 25
5	学校で患者が発生した（疑い）場合の連絡体制	・・・ 28
6	新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター 及びコールセンター（県） 一覧表	・・・ 29
7	コールセンター（市町） 一覧表	・・・ 30
8	備蓄物品例	・・・ 31

1 はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響が懸念されている。

このため、平成17年11月に政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」が決定され、その後、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえ、政府行動計画の改定や関係法令の整備が行われてきた。

こうした中、政府行動計画の実効性を高め、国民の生命及び健康を守り、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とするため、平成25年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に社会的影響が大きい未知の新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）」が施行され、同6月には、同法第6条による「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定された。

(2) 文部科学省及び山口県の対応

文部科学省においては、平成17年の政府行動計画に基づき、平成18年9月に「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を策定し、平成21年の新型インフルエンザを踏まえた改定を経て、平成25年7月、上記特措法を受けて「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（以下、「文科行動計画」という。）」を改定した。

また、山口県においても、政府に準じて、県の新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、改定を重ねてきたところであるが、このたびの新たな政府行動計画の策定を受け、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、平成25年11月に「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」を改定した。

(3) 本マニュアルの改定

本マニュアルは、政府行動計画及び県行動計画の策定を受け、平成20年9月に策定した「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」を見直し、改定後の「文科行動計画」及び「県行動計画」に掲げる対策の基本的方針や留意点も踏まえ、「学校における新型インフルエンザ等対応マニュアル」として改定したものである。

県教育委員会では、学校における新型インフルエンザ等の対策が円滑に推進されるよう、文部科学省、県健康福祉部及び市町教育委員会と相互に緊密な連携を図り、適時適切な情報提供等に努めることとする。

2 学校における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

学校は、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、正しい知識の普及や情報の収集及び提供等、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための対策に努めることが求められる。

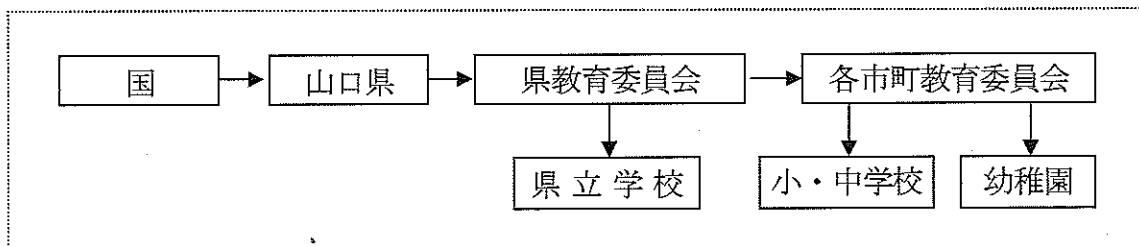
このため、各学校において、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう、校内対応組織や連絡体制の整備を行うとともに、本マニュアルを参考に発生段階ごとに必要な対応内容を盛り込んだ具体的なマニュアルを作成することが必要である。

なお、新型インフルエンザ等のウイルスの病原性等の状況等に応じて、適切な対応を行う必要がある。

(1) 情報収集

文部科学省、厚生労働省、山口県等から示される新型インフルエンザ等の発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手する。その際、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように留意する。

<主な情報・要請等の流れ>



【参考】

文部科学省：

<http://www.mext.go.jp/>

厚生労働省（インフルエンザ対策）：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

厚生労働省（今冬のインフルエンザ総合対策について）：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

外務省（海外安全ホームページ）：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

国立感染症研究所（感染症疫学センター）：

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

山口県感染症情報センター：

<http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/jyoho/>

山口県：

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>

(2) 予防の徹底

学校は、新型インフルエンザ等の予防対策をはじめとする情報を児童生徒、保護者、教職員等に周知する。

〈個人における対策〉

- ・マスクの着用
- ・手洗い
- ・適度な湿度の維持と換気
- ・規則正しい生活
- ・人混みや繁華街への外出、流行地への渡航を控える 等
- ・咳エチケット
- ・うがい
- ・体調不良時の早期受診
- ・バランスの良い食事

〔咳エチケット〕

風邪などで咳やくしゃみが出るときに、他人に感染をさせないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

(方法)

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいは、パック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(3) 相談窓口・医療機関の確認

学校は、自身が新型インフルエンザ等に感染した疑いがある場合の緊急時の対応を、児童生徒、保護者、教職員等に周知徹底する。

〈新型インフルエンザ等に感染した疑いがある場合の対応〉

- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等が見られる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐ
- ・感染を広げないように不要な外出を控える
- ・マスクの着用
- ・咳エチケット 等

(4) 連絡網の確認

関係機関・教職員・保護者との連絡網の整備をしておく。
ただし、個人情報の扱いに注意すること。

(5) 家庭への啓発

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、その発生段階に応じて県及び市町が設置した窓口にご相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。

常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておく。

(6) 出席停止・臨時休業の指示及び報告

児童生徒及び教職員が新型インフルエンザ等に罹患または疑われる症状が出た場合、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行い、その内容を、管轄教育委員会を通じ、保健所及び県教育委員会に報告する。

また、知事から特措法による臨時休業等の要請が行われた場合に、迅速に対応できるよう、予め連絡体制等必要な対応を確認しておく。

(7) 大流行に備えた準備

流行状況により、職員が学校に出校できなくなる等、学校の機能が低下することが予想されるため、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、学校や寮における日用品等の備蓄について確認し、流行に備えておく。

また、各家庭においても、外出を控えることができる最低限の食糧・日用品等は準備しておく必要がある。

(8) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、新型インフルエンザ等患者やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

3 発生段階

国は、新型インフルエンザ等について、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分類している。

県行動計画では、国の分類を踏まえつつ、発生には地域差が生じるため、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから「国内発生早期」「国内感染期」を、「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」の3段階に分け、6段階（「未発生期」、「海外発生期」、「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」、「小康期」）に分類してそれぞれの段階に応じた対策等を定めている。

なお、ウイルスの病原性等の状況により、対応は適宜変化することに留意する。

〈 発 生 段 階 〉

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

〈発生段階に応じた体制〉

発生段階		対応（本庁）
国	県	
未発生期		山口県新型インフルエンザ等対策推進会議
海外発生期		山口県新型インフルエンザ等対策本部
国内発生早期	地域未発生期	
	地域発生早期	
国内感染期	地域感染期	
小康期		政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し推進会議に移行

4 各段階における対策

I 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

県行動計画（未発生期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

(2) サーベイランス・情報収集 [P26]

- (2)-3 通常のサーベイランス
- ③ 県及び下関市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する体制を整備する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P27]

(3) 情報提供・共有 [P27]

- (3)-1 継続的な情報提供
- ② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康増進課、学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課） [P27]
- (3)-2 コールセンターの設置 [P27]
- 県及び市町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁、健康福祉センター等（保健所）、市町に設置する準備を進める。（健康増進課） [P27]

(4) 予防・まん延防止 [P27]

- (4)-1 対策実施のための準備
- (4)-1-1 個人における対策の普及
- ① 県、市町、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、海外発生期以降（帰国者・接触者外来に限定して診療が行われる間）、帰国者・接触者相談センターが設置されるので、自らの発症が疑わしい場合は、同センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康増進課、学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課） [P27]

未発生期における学校の感染症対策

未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生に備え、予め、校内対応組織を準備するとともに、必要な情報収集を行う。

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の感染を早期に探知できるよう、学校医等と連携し、児童生徒の健康状態等について情報収集に努め、共有する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、海外におけるインフルエンザウイルスの動物や人への感染状況や予防のために必要な留意事項等、県教育委員会から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

〈提供する主な情報〉

- ・ 海外における新型インフルエンザ等感染症情報
- ・ 予防のために必要な留意事項 等

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染症対策の周知を図る。

〈基本的な感染症対策〉

- ・ マスク着用
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 人混みを避ける（不要な外出を控える） 等

Ⅱ 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

県行動計画（海外発生期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

（1）実施体制 [P33]

（1）-1 体制の強化

- ① 県は、国において、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という）が、設置されたときは、直ちに山口県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）を設置・開催し、（特措法第 22 条）、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内発生に備え、国の方針を踏まえ、県行動計画に基づき、対策を決定する。（全課室） [P33]

（2）サーベイランス・情報収集 [P34]

（2）-3 サーベイランス体制の強化等

- ③ 県及び下関市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握を開始する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P34]

（3）情報提供・共有 [P34]

（3）-3 コールセンターの設置

- ① 県及び市町は、県民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるよう本庁、健康福祉センター等（保健所）、市町にコールセンターを設置し、相談体制の充実・強化を図る。（健康増進課） [P35]

（4）予防・まん延防止 [P35]

（4）-2 感染症危険情報の発出等

- ③ 県は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。（関係課室） [P36]

（4）-4 在外県民支援

県は、発生国に滞在・留学する県民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。（国際課、教育庁、学事文書課） [P37]

（5）医療 [P38]

（5）-3 帰国者・接触者相談センターの設置

- ② 県及び下関市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康増進課） [P39]

海外発生期における学校の感染症対策

海外において発生が確認され、県の新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、地域での発生に備え、校内に新型インフルエンザ等対応組織を設置し、以下の対応を行う。

(1) 情報収集

校内における感染を早期に探知するため、学校医等との連携を強化し、児童生徒の健康状態や周辺地域の感染症の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項等、県教育委員会等から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

また、相談窓口となるコールセンターや帰国者・接触者相談センターの周知を図る。

〈提供する主な情報〉

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 予防のために必要な留意事項
- ・ 症状を呈した場合の医療機関受診
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号
- ・ 各健康福祉センター等（保健所）に設置される帰国者・接触者相談センターの所在地・電話番号（対象：発生国からの帰国者等） 等

【参考】

「コールセンター」

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。（本マニュアルP29、30参照）

「帰国者・接触者相談センター」

発生国から帰国した者又は患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。（本マニュアル P29参照）

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染症対策の実施の徹底を図る。
また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

〈基本的な感染症対策〉

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗
- ・うがい
- ・人混みを避ける（不要な外出を控える） 等

(4) 連絡体制

学校は、国内で発生した場合に備え、関係部局や保護者等との連絡網等について十分に確認する。

(5) 患者発生国等に関する事項

- ① 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討する。
- ② 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう、保護者や児童生徒等に周知する。
- ③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が風評により損なわれることがないように冷静な対応をとる。
- ④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、以下の情報を伝える。

- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・海外での発生状況
- ・外務省の発出する渡航情報（外務省海外安全ホームページ等）及び管轄在外公館（大使館、総領事館）による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館（大使館、総領事館）への連絡等）
- ・帰国する際の相談窓口

（抜粋）「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」平成25年7月5日改定 文部科学省 P17

Ⅲ 地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）

- ・ 県内で新型インフルエンザ等は、発生していないが、いずれかの県で新型インフルエンザ等が発生した状態。

県行動計画（地域未発生期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

（1）実施体制 [P41]

（1）-1 基本的対処方針の決定

- ① 県は、政府対策本部から、国内発生早期に入ったことの宣言がされたときは、速やかに「新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内発生に備え、国の方針を踏まえ、県行動計画に基づき、対策を決定する。（全課室） [P41]

（2）サーベイランス・情報収集 [P41]

（2）-3 サーベイランス

- ③ 県及び下関市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握を継続する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P42]

（3）情報提供・共有 [P42]

（3）-1 情報提供

- ③ 県は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課、学事文書課、こども未来課、学校安全・体育課、その他関係課室） [P42]

（3）-3 コールセンターの充実・強化

県及び市町は、国から配布されたQ&Aのほか、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。（健康増進課）

[P42]

（4）予防・まん延防止 [P43]

（4）-1 県内でのまん延防止対策

- ① 県及び下関市は、国と連携し、業界団体等を経由し又は直接、県民、事業者等に対して次の要請を行う。 [P43]

- ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室）
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室）
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校安全・体育課）

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染症対策を講ずるよう要請する。(関係課室)

(4)-3 在外県民支援 (※海外発生期と同様)

- ① 県は、発生国に滞在・留学する県民に対し、直接または各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(国際課、教育庁、学事文書課) [P43]

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。(関係課室) [P44]

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康増進課) [P44]

(5) 医療

(5)-2 患者への対応等

- ① 県及び下関市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(健康増進課) [P45]

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応等

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係課室) [P46]

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）における学校の感染症対策

地域未発生期においては、地域での感染者の発生に備え、校内対応組織を中心に学校全体で以下の対応を行う。

（1）情報収集

校内における感染を早期に探知するため、学校医等との更なる連携強化により、児童生徒の健康状態や周辺地域の感染症の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 新型インフルエンザ等の症状の有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

（2）情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、新型インフルエンザ等の発生状況や予防等のために必要な留意事項など、県教育委員会等から得られた情報を、速やかに提供する。

また、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように、正しい情報に基づき適切な判断・行動がなされるよう留意する。

〈提供する主な情報〉

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 効果的な予防方法
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号（P29、30 参照）
- ・ 各健康福祉センター等（保健所）に設置される帰国者・接触者相談センターの所在地・電話番号（対象：発生国からの帰国者等、P29 参照） 等

（3）予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染症対策の普及、指導の徹底を図る。

また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

〈基本的な感染症対策〉

- ・ マスクの着用 ・ 咳エチケット ・ 手洗い ・ うがい
- ・ 人混みを避ける（不要な外出を避ける）
- ・ 不要不急の集会や不特定多数の人が集まる活動を自粛 等

(4) 連絡体制

県（健康福祉部）からの要請を混乱なく受けられるよう、再度、連絡体制の確認を行う。

(5) 児童生徒・教職員等に患者が発生した場合

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

(6) 患者発生時の留意事項

① 学校の臨時休業措置を講じる場合、その範囲や期間等について、ウイルスの病原性等の状況等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県から発表される情報に十分留意する。

② 患者(疑似症を含む)やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(7) 患者発生国等に関する事項

① 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討する。

② 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう、保護者や児童生徒等に周知する。

③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が損なわれないよう冷静な対応をとる。

④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、以下の情報を伝える。

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 発生状況
- ・ 外務省の発出する渡航情報（外務省海外安全ホームページ等）及び管轄在外公館（大使館、総領事館）による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館（大使館、総領事館）への連絡等）
- ・ 帰国する際の相談窓口

（抜粋）「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」平成25年7月5日改定 文部科学省 P26

(8) 緊急事態宣言がされている場合

県から特措法第45条第2項に基づき、学校等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請があった場合は、県関係各部署（健康福祉部、教育委員会等）と連携し、これに速やかに応じる。

IV 地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

県行動計画（地域発生早期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

（1）実施体制 [P49]

（1）-1 基本的対処方針の決定

- ① 県は、必要に応じ、「山口県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）」を開催し、国の方針を踏まえ、県行動計画に基づき、対策を決定する。（全課室） [P49]

（2）サーベイランス・情報収集 [P50]

（2）-3 サーベイランス

- ③ 県及び下関市は、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握を継続する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P50]

（3）情報提供・共有 [P50]

（3）-1 情報提供（※地域未発生期と同様）

- ③ 県は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課、学校安全・体育課、こども未来課、学校安全・体育課、その他の関係課室） [P50]

（3）-3 コールセンターの継続

県及び市町は、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。（健康増進課） [P51]

（4）予防・まん延防止 [P51]

（4）-1 県内でのまん延防止対策

- ② 県及び下関市は、国と連携し、業界団体等を経由し又は直接、県民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室） [P51]
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室） [P51]
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P51]

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染症対策を講ずるよう要請する。(関係課室)

(4)-3 在外県民支援 (※海外発生期と同様)

県は、発生国に滞在・留学する県民に対し、直接または各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(国際課、教育庁、学事文書課) [P52]

(4)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。(関係課室) [P52]

県は要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康増進課) [P52]

(5) 医療

(5)-1 医療体制

- ① 県及び下関市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診断体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来の意義が低下したと判断する場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康増進課) [P53]

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応等

県は、事業者に対し、従業員の保健管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係課室) [P54]

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）における学校の感染症対策

地域発生早期においては、感染拡大をできる限り抑え、流行のピークを遅らせるため、引き続き学校全体で以下の対応を行う。

（１）情報収集

校内での感染拡大を早期に探知するため、引き続き学校医等との連携を強化し、児童生徒の健康状態や周辺地域の新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 新型インフルエンザ等の症状の有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

（２）情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、新型インフルエンザ等の発生状況、予防及び感染したときのために必要な留意事項など、県教育委員会等から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

また、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように、正しい情報に基づき適切な判断・行動がなされるよう留意する。

〈提供する主な情報〉

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 効果的な予防方法
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号（P29、30 参照）
- ・ 各健康福祉センター等（保健所）に設置される帰国者・接触者相談センターの所在地・電話番号（対象：発生国からの帰国者等、P29 参照） 等

※患者等の増加により、帰国者・接触者外来の意義が低下したと判断された場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する可能性もあることを併せて周知

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染症対策の普及を図るとともに、以下について指導を引き続き徹底する。

また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

〈基本的な感染症対策〉

- ・ 予防目的として、外出の際にはマスクの着用
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 人混みを避ける（不要な外出を避ける）
- ・ 不要不急の集会や不特定多数の人が集まる活動を自粛 等

(4) 連絡体制

- ① 県（健康福祉部）からの臨時休業の要請を混乱なく受けられるよう、再度、連絡体制の確認を行う。
- ② 臨時休業（学校閉鎖）等により職員が学校へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。

(5) 児童生徒・教職員に患者が発生した場合

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

(6) 患者発生時の留意事項

- ① 学校の臨時休業措置を講じる場合には、その範囲や期間等について、ウイルスの病原性等の状況等、様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県から発表される情報に十分留意する。また、特に、臨時休業中における家庭との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱が生じないよう十分な指導を行う。
- ② 患者（疑似症を含む）やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(7) 患者発生国等に関する事項

- ① 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討する。
- ② 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう、保護者や児童生徒等に周知する。
- ③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が風評により損なわれることがないように冷静な対応をとる。
- ④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、以下の情報を伝える。

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 海外での発生状況
- ・ 外務省の発出する渡航情報（外務省海外安全ホームページ等）及び管轄在外公館（大使館、総領事館）による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館（大使館、総領事館）への連絡等）
- ・ 帰国する際の相談窓口

（抜粋）「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」平成 25 年 7 月 5 日改定 文部科学省 P26

(8) 緊急事態宣言がされている場合

県から特措法第45条第2項に基づき、学校等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請があった場合は、県関係部局（健康福祉部、教育委員会等）と連携し、これに速やかに応じる。

V 地域感染期（国内発生早期、国内感染期）

- ・ 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）

県行動計画（地域感染期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

（1）実施体制 [P56]

（1）-1 基本的対処方針の変更

- ① 「山口県新型コロナウイルス等対策本部（本部長・知事）」は、県全体として地域感染期に入ったこと等を宣言するとともに、国の方針を踏まえ、県行動計画に基づき、対策を決定する。
（全課室） [P56]

（2）サーベイランス・情報収集 [P57]

（2）-3 サーベイランス

- ① 県及び下関市は、学校等における集団発生の把握の強化は、中止する。なお、欠席者の把握は、状況に応じて県が判断する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P57]

（3）情報提供・共有 [P57]

（3）-1 情報提供（※地域未発生期と同様）

- ③ 県は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課、学事文書課、こども未来課、学校安全・体育課、その他の関係課室） [P57]

（3）-3 コールセンターの継続

県及び市町は、コールセンター等に寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえ本庁、健康福祉センター等（保健所）、市町のコールセンターを継続する。（健康増進課） [P57]

（4）予防・まん延防止 [P58]

（4）-1 県内でのまん延防止対策

- ① 県及び下関市は、国と連携し、業界団体等を経由し、または直接、県民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室） [P58]
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室） [P58]

- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P58]

(4)-3 在外県民支援（※海外発生期と同様）

- ① 県は、発生国に滞在・留学する県民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。（国際課、教育庁、学事文書課） [P59]

(4)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。（関係課室） [P59]

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康増進課）

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

- ① 県及び下関市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。（医務保険課、健康増進課） [P60]

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保 [P61]

(6)-1 事業者の対応

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。（関係課室） [P61]

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 業務の継続等

- ② 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況を確認し、必要な対策を速やかに検討する。（関係課室） [P62]

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）における学校の感染症対策

地域感染期においては、健康被害や県民生活等への影響を最小限に抑える観点に立って、以下の対応を行う。

（１）情報収集

校内での感染拡大を早期に探知するため、引き続き学校医等との連携を強化し、児童生徒の健康状態や周辺地域の新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ、インフルエンザ様症状及び新型インフルエンザ等集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

（２）情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染したときの予防のために必要な留意事項など、県教育委員会等から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

また、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように、正しい情報に基づき適切な判断・行動がなされるよう留意する。

〈提供する主な情報〉

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 効果的な予防方法（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みの回避等）
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号 等（P29、30 参照）

※地域感染期においては、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置は中止され、原則として一般の医療機関において診療を行うこととなることを併せて周知

(3) 予防・まん延防止

引き続き、児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染症対策の普及を図るとともに、以下について指導を更に徹底する。

また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

〈基本的な感染症対策〉

- ・ 予防目的として、外出の際にはマスクの着用
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 人混みを避ける（不要な外出を避ける）
- ・ 不要不急の集会や不特定多数の人が集まる活動を自粛 等

(4) 連絡体制

- ① 県（健康福祉部）からの臨時休業の要請を混乱なく受けられるよう、再度、連絡体制の確認を行う。
- ② 臨時休業（学校閉鎖）等により職員が学校へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。

(5) 児童生徒・教職員等に患者が発生した場合

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

(6) 患者発生時の留意事項

- ① 学校の臨時休業措置を講じる場合には、その範囲や期間等について、ウイルスの病原性等の状況等、様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県から発表される情報に十分留意する。特に、臨時休業中における家庭との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱が生じないように十分な指導を行う。
- ② 患者（疑似症を含む）やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(7) 患者発生国等に関する事項

- ① 修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、原則自粛をする。
- ② 海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう、保護者や児童生徒等に周知する。
- ③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が風評により損なわれることがないように冷静な対応をとる。
- ④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、以下の情報を伝える。

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 海外での発生状況
- ・ 外務省の発出する渡航情報（外務省海外安全ホームページ等）及び管轄在外公館（大使館、総領事館）による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館（大使館、総領事館）への連絡等）
- ・ 帰国する際の相談窓口

（抜粋）「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」平成 25 年 7 月 5 日改定 文部科学省 P36

（8）緊急事態宣言がされている場合

県から特措法第45条第2項に基づき、学校等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請があった場合は、県関係部局（健康福祉部、教育委員会等）と連携し、これに速やかに応じる。

VI 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

県行動計画（小康期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

（1）実施体制 [P65]

- ① 県は、「山口県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）」は、小康期に入ったことを宣言する。また、政府対策本部が廃止されたときは県対策本部を廃止し、「山口県新型インフルエンザ等対策推進会議（本部長：健康福祉部長）」に移行する。（全課室） [P65]

（2）サーベイランス・情報収集 [P65]

（2）-3 サーベイランス

- ② 県及び下関市は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化と欠席者を把握する。（学校安全・体育課、学事文書課、こども未来課、健康増進課） [P66]

（3）情報提供・共有

（3）-3 コールセンターの縮小

県及び市町は、国の方針に従い、状況を見ながら、コールセンターを縮小する。（健康増進課） [P66]

（4）予防・まん延防止 [P66]

（4）-2 在外県民支援

県は、在外県民支援を順次見直す。（国際課、教育庁、学事文書課） [P66]

（6）県民生活及び県民経済の安定の確保 [P67]

（6）-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

（6）-2-1 業務の再開

- ① 県は、国の方針に従い、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（関係課室） [P67]

小康期における学校の感染症対策

小康期においては、次の流行に備えるため、以下の対応を行う。

なお、山口県新型インフルエンザ等対策本部が廃止されたときは、校内体制を通常時に戻す。

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、学校医等と連携し、学校における新型インフルエンザ等の発生状況の把握等の情報収集を継続する。

〈収集する主な情報〉

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ、インフルエンザ様症状及び新型インフルエンザ等集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況 等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等の第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性等、県教育委員会等から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

〈提供する主な情報〉

- ・ 小康期に入ったこと及び臨時休業や集会の自粛等の解除の目安等
- ・ 効果的な予防方法（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みの回避等）
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号（P29、30 参照。ただし、状況によりコールセンターは縮小されるため、最新情報により提供）

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、再流行への備えの必要性和基本的な感染症対策の普及を図るとともに、以下について指導を引き続き継続する。

また、保護者に対しては、再流行に備え、引き続き家族の健康状態に注意を促す。

〈基本的な感染症対策〉

- ・ 予防目的として、外出の際にはマスクの着用
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 人混みを避ける（不要な外出を避ける） 等

(4) 患者発生時の留意事項

- ① 小康期に入り、臨時休業や集会の自粛等の解除の目安等が示されることとなるが、国及び県から発表される情報に十分留意するとともに、患者発生時には、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

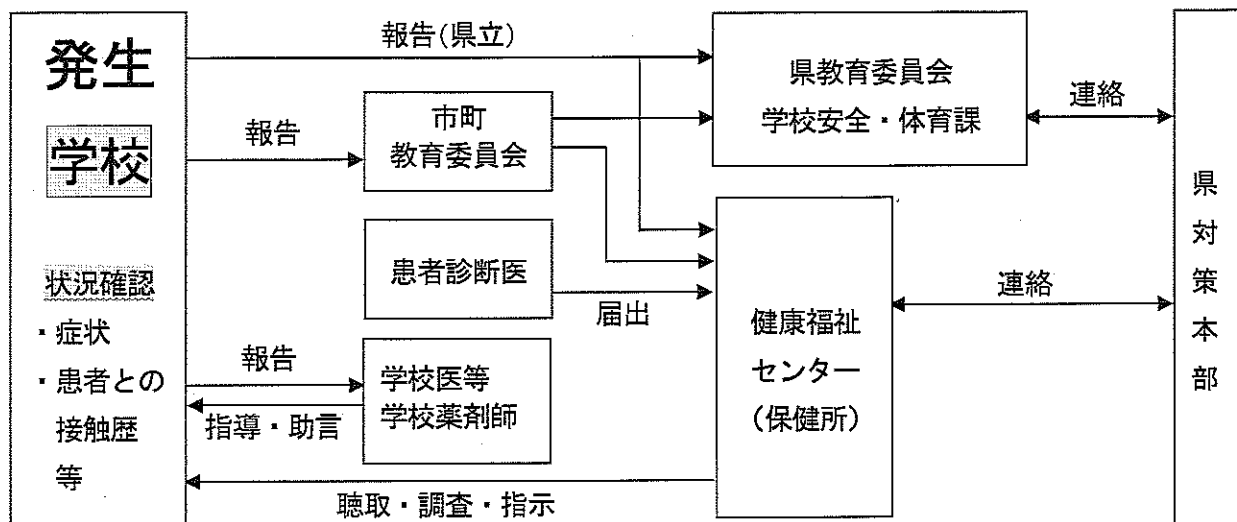
ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

- ② 患者(疑似症を含む)やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(5) 患者発生国等に関する事項

- ① 患者発生国・地域への海外旅行等については、感染症の動向をインターネット(外務省:海外安全ホームページ)等で確認する等して、冷静に判断するよう保護者や教職員等に周知する。
- ② 患者発生国・地域から帰国した児童生徒・教職員の人権が風評により損なわれることがないよう冷静な対応をとる。

5 学校で患者が発生した（疑い）場合の連絡体制



<学校保健安全法関係条文>

学校保健安全法第 19 条、第 20 条、第 21 条

学校保健安全法施行令第 6 条、第 7 条、

学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条

(「学校において予防すべき感染症の解説」平成 25 年度文部科学省 P7)

6 新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター及びコールセンター（県） 一覧表

（抜粋：県行動計画 P69）

相談窓口	住 所	電話番号 F A X	E-mail
岩国健康福祉センター （岩国環境保健所）	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1521 0827-29-1594	a13214@pref. yamaguchi.lg.jp
柳井健康福祉センター （柳井環境保健所）	〒742-0032 柳井市古開作中東条 658-1	0820-22-3631 0820-22-7286	a13216@pref. yamaguchi.lg.jp
周南健康福祉センター （周南環境保健所）	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6423 0834-33-6510	a13217@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター （山口環境保健所）	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目 1-1	083-934-2533 083-934-2527	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター （防府支所）	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-22-3740 0835-22-0962	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
宇部健康福祉センター （宇部環境保健所）	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	0836-31-3200 0836-34-4121	a13220@pref. yamaguchi.lg.jp
長門健康福祉センター （長門環境保健所）	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	a13225@pref. yamaguchi.lg.jp
萩健康福祉センター （萩環境保健所）	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2663 0838-26-0691	a13226@pref. yamaguchi.lg.jp
下関市立下関保健所	〒750-0006 下関市南部町1-6	コールセンター設置時に 電話番号を設定 FAX:083-231-1376	hkhokeny@city. shimonoseki. yamaguchi.jp
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2956 083-933-2969	a15200@pref. yamaguchi.lg.jp

【参考】

1) 「帰国者・接触者相談センター」とは [県行動計画 P74]

発生源から帰国した者又は患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

2) 「コールセンター」とは [県行動計画 P73]

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

7 コールセンター（市町） 一覧表

（抜粋：県行動計画 P70）

相談窓口	所在地	電話番号 F A X
岩国市（岩国市保健センター）	〒740-0021 岩国市室の木町3丁目1-11	0827-24-3751 0827-22-8588
和木町（保健相談センター）	〒740-0061 和木町和木2-15-1	0827-52-7290 0827-53-3441
柳井市（柳井市保健センター）	〒742-0031 柳井市南町6丁目12-1	0820-23-1190 0820-23-3723
周防大島町（健康増進課）	〒742-2806 周防大島町西安下庄3920-21	0820-77-5504 0820-77-5111
上関町（高齢者保健福祉センター）	〒742-1402 上関町大字長島1561-1	0820-65-5113 0820-65-5115
田布施町（田布施町保健センター）	〒742-1511 田布施町下田布施2210-1	0820-52-4999 0820-52-4988
平生町（平生町保健センター）	〒472-1102 平生町平生村178	0820-56-7141 0820-56-0200
光市（健康増進課）	〒743-0011 光市光井2丁目2-1	0833-74-3007 0833-74-3072
下松市（下松市保健センター）	〒744-0025 下松市中央町21-1	0833-41-1234 0833-44-2304
周南市（徳山保健センター）	〒745-0005 周南市児玉町1-1	0834-22-8553 0834-22-8555
防府市（防府市保健センター）	〒747-0805 防府市麴生町12-1	0835-24-2161 0835-25-4963
山口市（山口市保健センター）	〒753-0079 山口市系米2丁目6-6	083-921-2666 083-925-2214
宇部市（宇部市保健センター）	〒755-0033 宇部市琴芝町2丁目1-10	0836-31-1777 0836-35-6533
美祢市（美祢市保健センター）	〒759-2212 美祢市大嶺町東分345-1	0837-53-0304 0837-53-1099
山陽小野田市（健康増進課）	〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94	0836-71-1814 0836-71-0673
長門市（長門市保健センター）	〒759-4192 長門市東深川1326-6	0837-23-1132 0837-23-1168
萩市（萩市保健センター）	〒758-0074 萩市大字平安古209-1	0838-26-0500 0838-26-2378
阿武町（民生課）	〒759-3622 阿武町大字奈古2636	08388-2-3113 08388-2-2090

8 備蓄物品例

(1) 学校の備蓄品例

① 常備品（救急用）

絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）、包帯等

② 感染症対策

マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）、消毒用アルコール等

③ 災害時のための物品

懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗剤・石けん、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）、生理用品等

(2) 寮や家庭での備蓄品例

① 食糧（長期保存可能なもの）の例

米、乾麺類、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタント食品、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料等

② 常備品（救急薬品等）

常備薬（胃薬、鎮痛剤、持病の処方薬等）、絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）、解熱鎮痛剤（薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に相談）等

③ 新型インフルエンザ等対策の物品

マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）、消毒用アルコール等

④ 災害時のための物品

懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、生理用品、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）等

〔参考とした資料〕

- ・「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 11 月山口県）
- ・「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」（平成 25 年 7 月 5 日改定
文部科学省新型インフルエンザ等対策本部）
- ・「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日内閣官房新型インフ
ルエンザ等対策室）

（県教育委員会における担当課）

山口県教育庁 教育政策課 総務管理班

TEL：083-933-4510 FAX：083-933-4539

山口県教育庁 教職員課 調整班

TEL：083-933-4540 FAX：083-933-4559

山口県教育庁 学校安全・体育課 こども元気づくり班

TEL：083-933-4685 FAX：083-922-8737